所管部(局)·課 生產者支援課

法令名	農業協同組合法	法令番号	昭和22年法律第132号
手続名	信用事業規程の変更、廃止の承認	根拠条項	第11条第3項

「系統金融機関向けの総合的な監督指針」(平成 17 年 4 月 1 日付け金監第 806 号・16 経営第 8903 号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知)

事業の適切かつ健全な運営を確保する観点から、

- 1 自己資本等の財産的基礎が安定しており、かつ、財務内容に問題がないか、
- 2 業務執行体制及び内部監査体制が整備されているか、
- 3 事務処理体制が整備されているか、

杳

に留意するとともに、特に次に掲げる事業については、それぞれ次に定める点を確認するものとする。

- (1)債務の保証及び手形の引受け 手形の引受けについては、併せて外国為替業務を行うことになっている。
- (2) 金銭債権の取得又は譲渡 余裕金運用として金銭債権の取得の実績があるか。
- (3) 信託業務 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和18年3月11日)第1条第1項の規定による認可を受けているか。
- ※ 佐賀県農業協同組合法施行細則第4条2項に明記

1	受付	生産者支援課	処理	4. 文. 本. 十. 经 部	交付	生産者支援課	標準処理期間		60日	目次	9.7
ħ	幾関		機関	生産者支援課	機関		標準経由期間	標準経由期間	日	No.	2 (